

令和7年度スクールカウンセラー募集案内

島根県教育委員会

令和7年度スクールカウンセラー活用事業として、下記の要領で
スクールカウンセラーを募集します

1 職務内容

公立小・中・義務教育学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒・保護者へのカウンセリング、教員へのコンサルテーション等の業務に従事する。

2 応募資格

次の(1)～(7)のいずれかに該当し、原則として年間を通して勤務できる者であること。

- (1) 公認心理師の資格を有する者
- (2) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者
- (3) 精神科医
- (4) 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
- (5) 大学院修士課程を修了した者（令和7年3月修了見込み者を含む）で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、令和6年度末で1年以上の経験を有する者
- (6) 大学若しくは短期大学等を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、令和6年度末で5年以上の経験を有する者
- (7) 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、令和6年度末で1年以上の経験を有する者

3 勤務条件（勤務条件については、令和7年度予算により変更になる場合があります。）

- (1) 勤務地
県内公立小・中・義務教育学校、高等学校及び特別支援学校
令和7年度新規任用面接における選考については、中山間地域・隠岐教育事務所管内の学校への希望をするものを優先する。
- (2) 報酬
応募資格(1)～(4)に該当するとして任用された者の1時間当たりの報酬単価は5,000円とする。ただし、スクールカウンセラーとしての勤務経験が令和7年4月1日現在で1年以上3年未満の者については4,500円、令和7年4月1日現在で1年未満の者については4,000円とする。また、別に通勤事情を考慮して通勤手当相当分の報酬を支給する。
応募資格(5)～(7)に該当するとして任用された者の1時間当たりの報酬単価は3,500円とする。ただし、スクールカウンセラーとしての勤務経験が令和7年4月1日現在で1年以上3年未満の者については3,300円、令和7年4月1日現在で1年未満の者については3,000円とする。また、別に通勤事情を考慮して通勤手当相当分の報酬を支給する。
- (3) 勤務時間
勤務時間単位を1回当たり原則4時間とし、任用したスクールカウンセラー個々に勤務可能な時間数を、協議のうえで決定する。
- (4) 任用期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 派遣市町村教育委員会、配置県立高等学校・特別支援学校
派遣可能地域及び勤務可能時間数を考慮して決定する。
- (6) 資質向上
県教育委員会主催のスクールカウンセラー活用事業に係る連絡協議会・スクールカウンセラー研修会への積極的参加や、スーパーバイザーを有効活用することで、自己研鑽に努めることとする。

4 応募手続

- (1) 応募締切 令和6年11月22日(金)17:00〔必着〕
- (2) 必要書類の提出先 島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室
(〒690-8502 松江市殿町一番地)
- (3) 提出方法 下記(4)①、③、④に該当する方は郵送または持込、
②に該当する方は郵送、メールまたは持込にて提出すること。
- (4) 提出書類
- ① 新規応募者
- ・ 応募票 I
 - ・ 履歴書
 - ・ 応募資格が証明できるもの (写しの場合は所属長による原本証明が必要)
 - ・ 面接カード
- ② 令和6年度任用者 (令和7年度任用希望の有無にかかわらず提出すること)
- ・ 応募票 II
- ③ 令和元年度～令和5年度の期間に本県でスクールカウンセラーとして勤務経験のある方
- ・ 応募票 II
 - ・ 履歴書
- ④ 平成30年度以前に本県でスクールカウンセラーとして勤務経験のある方
- ・ 応募票 I
 - ・ 履歴書
 - ・ 面接カード

5 任用手続き

- (1) 書類による選考
上記①に該当する応募者については、提出された書類による選考を実施し、面接の実施の可否について、本人宛に通知する。

(2) 面接の実施

対象者	日時	会場
①新規応募者	令和6年12月7日(土)	島根県分庁舎 2F 教育委員室
④平成30年度以前に島根県でスクールカウンセラーとして勤務経験のある方	12月8日(日) のいずれか一日	

(3) ヒアリング面接の実施

対象者	日時	会場
②令和6年度任用者	令和7年1月18日(土) から 2月2日(日) のうち計7日間(予定)	島根県分庁舎 2F
③令和元年度～令和5年度の期間に島根県でスクールカウンセラーとして勤務経験のある方		出雲合同庁舎 浜田合同庁舎 益田合同庁舎

(4) 任用の決定

面接又はヒアリング面接を実施した者の中から、任用者を決定し、派遣先等とともに令和7年3月中旬に通知する。

島根県教育庁教育指導課子ども安全支援室
担当 企画幹 野田 寛志
TEL 0852-22-6065 FAX 0852-22-6265
E-Mail noda-hiroshi@edu.pref.shimane.jp